

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1903号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
長岡市		1級地	長岡市	<u>上塩小学校</u>	1級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	2級地	(略)	(略)	2級地
(略)	(略)		<u>魚沼市</u>	<u>入広瀬小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
妙高市	<u>妙高高原小学校</u>		妙高市	<u>妙高高原北小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。